

第 1 7 製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例

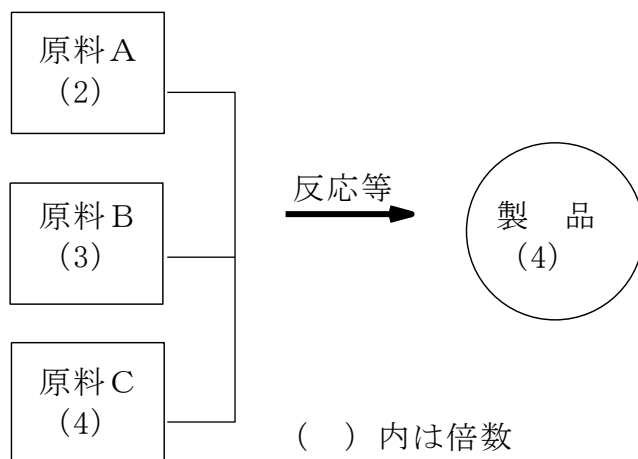
製造所や一般取扱所(製造工程を有するもの)において取り扱う危険物の最大数量及び倍数(以下「許可数量等」という。)の算定は、製造される製品によって製造工程が単純なものから複雑なもの、製造日数が数日にわたるものなど様々なケースがあり、一様ではないことから、実態に応じて算定する必要がある。

一般取扱所については、許可数量等を算定する場合に、製品が非危険物であり、製品について考慮しないこととなり、製造所と比較すると少し単純なものとなるので、以下製造所を例にとって説明する。

1 許可数量等を算定する場合の基本事項

(1) 原料が反応等によりすべて製品となる場合

1日単位で見ると原料に係る危険物と製品危険物とを比較し、指定数量の倍数の大きい方をその工程の許可数量等とし、複数の工程が同時に存在する場合には、それらを合算して許可数量等を算定すること。

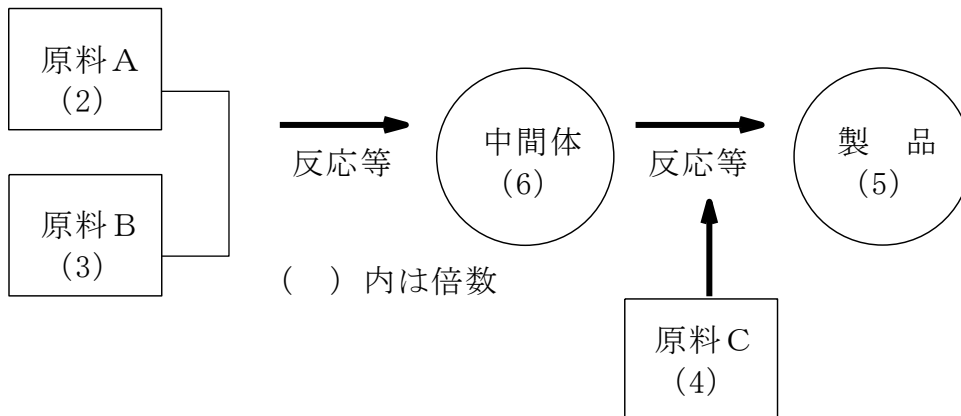


$$\boxed{\text{原料の倍数}} (2+3+4) = 9 > \boxed{\text{製品の倍数}} 4$$

したがって、原料に係る危険物の数量を許可数量とする。

(2) 原料を投入後、中間体危険物となり、原料を追加して製品危険物を製造する場合

1日単位で見て、原料と追加原料を合算したもの、中間体危険物と追加原料を合算したものと及び製品危険物を比較し、指定数量の倍数の大きい方をその工程の許可数量等とすること。ただし、中間体危険物が不安定ですみやかに製品危険物に移行する場合を除く。

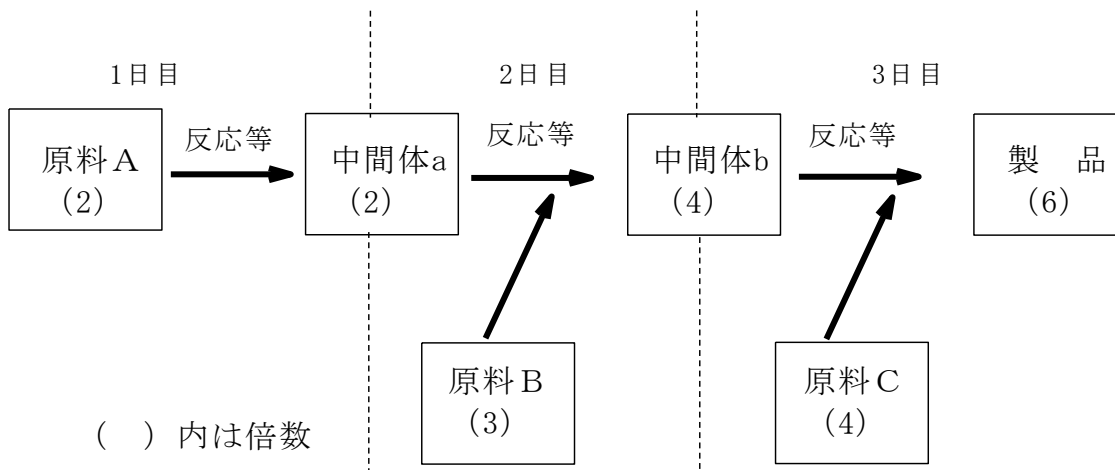


$$\boxed{\text{原料の倍数}} (2+3+4) = 9 < \boxed{\text{中間体の倍数}} + \boxed{\text{原料C}} (6+4) = 10 > \boxed{\text{製品の倍数}} 5$$

したがって、中間体及び原料Cに係る危険物の数量を許可数量とする。

(3) 製品製造工程が複数の日にかかる場合

それぞれの日ごとに工程中の危険物を算定すること。



1日目： $\boxed{\text{原料A}} 2 = \boxed{\text{中間体a}} 2 \Rightarrow \text{倍数は} 2$

2日目： $\boxed{\text{中間体a}} 2 + \boxed{\text{原料B}} 3 = 5 > \boxed{\text{中間体b}} 4 \Rightarrow \text{倍数は} 5$

3日目： $\boxed{\text{中間体b}} 4 + \boxed{\text{原料C}} 4 = 8 > \boxed{\text{製品}} 6 \Rightarrow \text{倍数は} 8$

したがって、3日目の中間体b及び原料Cに係る危険物の数量を許可数量と

する。

- (4) 複数の製品を製造する場合の許可数量等の算定は、前(1)から(3)により製品ごとに各作業日の倍数を算定し、最大となる日の取扱数量及び倍数とすること。

※ 許可数量等の算定は、各作業日の倍数を比較し、最大となる日の取扱数量及び倍数とする。

2 その他の製造所

最終製品を造るための原料を製造する工程が別工程となっていたり、各工程が時々稼働するもの等複雑なものがあるが、製造所内各工程を時系列で作図することにより、各作業日の倍数のうち最大となる日の取扱数量を算定すること。

3 その他

取扱数量等の算定にあたっては、次の事項に留意して行うこと。

- (1) 各工程で使用する原料及び製品等が危険物となるかどうかを危険物等データベース登録確認書、確認試験結果書等により確認すること。
- (2) 油圧機器内蔵油、ボイラー燃料、熱媒危険物、洗浄用危険物等の例示以外の危険物を使用する場合は、許可数量等の算定にあたって最終的に合算して求めること。